

第 1 回松江市特別職報酬等審議会資料

令和 7 年 11 月 20 日

松江市人事課

目 次

1 関係法令等

特別職の報酬等について（S39.5.28 自治事務次官通知） …1

松江市特別職報酬等審議会条例 …2

地方自治法（抜粋） …3

松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 …4

松江市特別職の職員の給与に関する条例 …5

2 各種資料

人事院勧告に基づく一般職給与の改定状況・累積改定率 …6

特別職報酬月額等の改定経過と令和7年度の改定案 …7

特別職の期末手当の年間支給月数の推移 …8

令和7年度改定案で改定した場合の年間影響額 …9

別冊資料

松江市の財政状況

特別職の報酬等について（昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号 自治事務次官通知）（抄）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならない措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

（別紙）

〇〇県（都道府）特別職報酬等審議会条例準則（省略）

○松江市特別職報酬等審議会条例

平成 17 年 3 月 31 日
松江市条例第 44 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、市議会の議員(次条において「議員」という。)の議員報酬等の額について審議するため、松江市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 市長は、議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長及び副市長の給料及び期末手当の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、政務活動費(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項に規定する政務活動費をいう。)の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該政務活動費の額について審議会の意見を聴くことができる。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、その委員は、松江市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (略)

○地方自治法（抜粋）

昭和 22 年 4 月 17 日
法律第 67 号

（議員報酬、費用弁償及び期末手当）

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第 203 条の 2 （略）

（給料、旅費及び諸手当）

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあつては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 （略）

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（給与その他の給付）

第 204 条の 2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第 203 条の 2 第 1 項の者及び前条第 1 項の者に支給することができない。

○松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

平成 20 年 10 月 3 日
松江市条例第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項の規定に基づき、市議会の議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第 2 条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 611,000 円
- (2) 副議長 月額 527,000 円
- (3) 議員 月額 497,000 円

2 議員報酬は、毎月その月分を支給する。

3 議員報酬は、新たに就任した場合はその日から、議会の解散、任期満了、辞職、失職、除名又は職を異にして異動した場合にはその日まで、死亡の場合にはその月までこれを支給する。

4 前項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

5 議員報酬を受ける者にして病気その他私事の故障により職務に従事しない月が引き続き 3 月を超えた場合には、その報酬は、半額を減ずる。

第 3 条・第 4 条 (略)

(期末手当)

第 5 条 議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬月額及び報酬月額に 100 分の 40 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 172.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 月 100 分の 100
- (2) 5 月以上 6 月未満 100 分の 80
- (3) 3 月以上 5 月未満 100 分の 60
- (4) 3 月未満 100 分の 30

第 6 条 (略)

附 則 (略)

○松江市特別職の職員の給与に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日
松江市条例第 45 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、ガス事業管理者、交通事業管理者及び病院事業管理者（以下「特別職の職員」という。）の給料その他の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第 2 条 特別職の職員に給料を支給する。
2 前項の給料の額は、別表のとおりとする。

(期末手当)

第 3 条 特別職の職員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職（松江市職員の給与に関する条例（平成 17 年松江市条例第 48 号。以下「給与条例」という。）第 25 条第 1 項に規定する退職の例による場合の離職をいう。以下この条において同じ。）し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に 100 分の 40 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 172.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 月 100 分の 100
- (2) 5 月以上 6 月未満 100 分の 80
- (3) 3 月以上 5 月未満 100 分の 60
- (4) 3 月未満 100 分の 30

3 期末手当の不支給及び一時差止めについては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

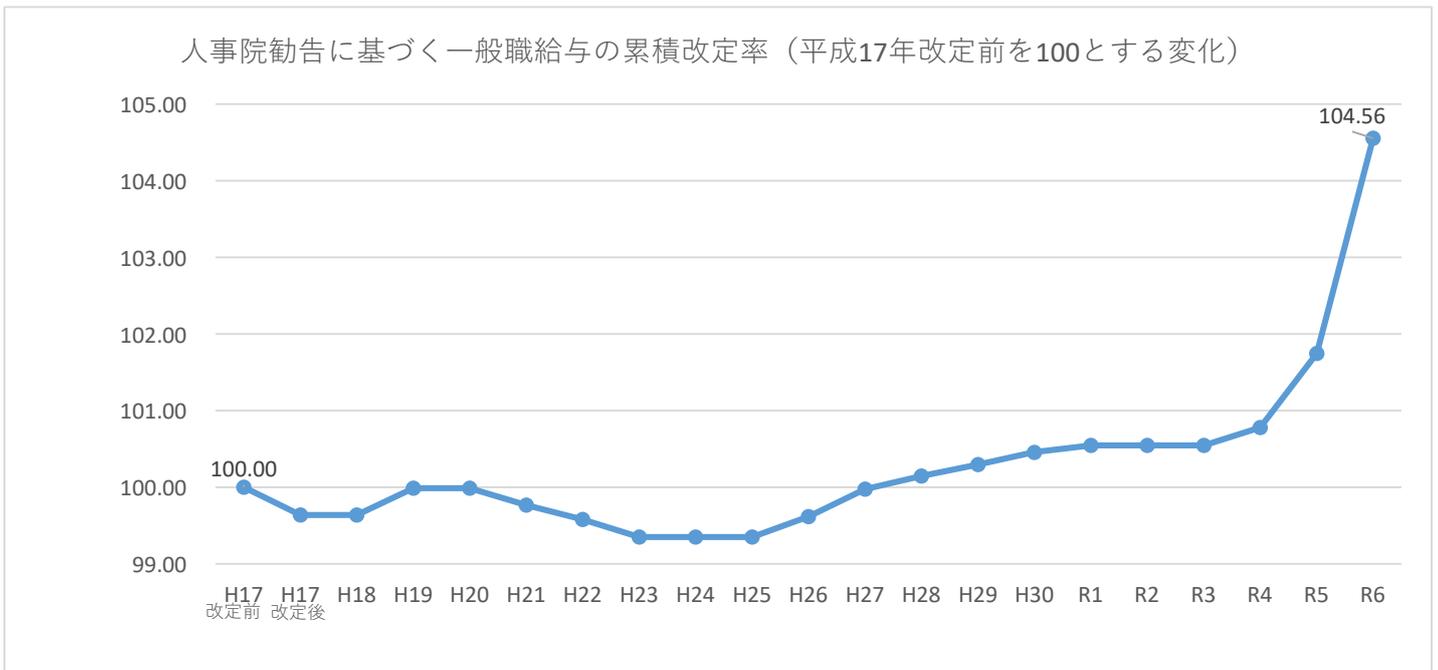
第 4 条～第 7 条 (略)

附 則 (略)

別表（第 2 条関係）

区分	給料月額
市長	1,073,000円
副市長	874,000円
(以下略)	

人事院勧告に基づく一般職給与の改定状況・累積改定率（平成17年～令和6年）



給与改定			人事院勧告に基づく 累積改定率 (%)
年	改定率 (%)	改定内容	
H17	-0.36	給料表引下げ改定、期末・勤勉手当支給月数引上げ改定	▲ 0.36
H18	-	改定なし	▲ 0.36
H19	0.35	給料表引上げ改定、期末・勤勉手当支給月数引上げ改定	▲ 0.01
H20	-	改定なし	▲ 0.01
H21	-0.22	給料表引下げ改定、期末・勤勉手当支給月数引下げ改定	▲ 0.23
H22	-0.19	給料表引下げ改定、期末・勤勉手当支給月数引下げ改定	▲ 0.42
H23	-0.23	給料表引下げ改定	▲ 0.65
H24	-	改定なし	▲ 0.65
H25	-	改定なし	▲ 0.65
H26	0.27	給料表引上げ改定、期末・勤勉手当支給月数引上げ改定	▲ 0.38
H27	0.36	給料表引上げ改定、期末・勤勉手当支給月数引上げ改定	▲ 0.02
H28	0.17	給料表引上げ改定、期末・勤勉手当支給月数引上げ改定	0.15
H29	0.15	給料表引上げ改定、期末・勤勉手当支給月数引上げ改定	0.30
H30	0.16	給料表引上げ改定、期末・勤勉手当支給月数引上げ改定	0.46
R1	0.09	給料表引上げ改定、期末・勤勉手当支給月数引上げ改定	0.55
R2	-	給料表改定なし、期末・勤勉手当支給月数引上げ改定	0.55
R3	-	給料表改定なし、期末・勤勉手当支給月数引下げ改定	0.55
R4	0.23	給料表引上げ改定、期末・勤勉手当支給月数引上げ改定	0.78
R5	0.96	給料表引上げ改定、期末・勤勉手当支給月数引上げ改定	1.75
R6	2.76	給料表引上げ改定、期末・勤勉手当支給月数引上げ改定	4.56
R7	3.62	給料表引上げ改定、期末・勤勉手当支給月数引上げ改定	-

※一般職の給与については、人事院勧告に準拠して改定を行っている。

特別職報酬月額等の改定経過と令和7年度の改定案

(単位：円)

職名	H8.4.1			H17.10.1			R7.4.1(現行)			R7改定案(+3.62%)		
	改定後の額		改定率 %	改定後の額		改定率 %	改定後の額		改定率 %	改定後の額		改定率 %
	月額	市長 対比 %		月額	市長 対比 %		月額	市長 対比 %		月額	市長 対比 %	
市長	1,080,000	100	10	1,026,000	100	▲5	1,073,000	100	4.58	1,112,000	100	3.63
副市長	880,000	81	8	836,000	81	▲5	874,000	81	4.55	906,000	81	3.66
議長	615,000	57	10	584,000	57	▲5	611,000	57	4.62	633,000	57	3.60
副議長	530,000	49	13	504,000	49	▲5	527,000	49	4.56	546,000	49	3.61
議員	500,000	46	11	475,000	46	▲5	497,000	46	4.63	515,000	46	3.62

※千円未満四捨五入

・平成17年特別職報酬等審議会（平成17年8月17日答申）

[答申内容]

引き下げ答申（改定率▲5%）

[附帯意見]

合併により、山陰の中核都市として特別職の果たす役割は、より重要かつ困難なものとなっているが、地方自治体を取巻く厳しい環境を勘案し、報酬額等については引き下げの答申とする。

なお、めまぐるしく変化する社会情勢を踏まえ、概ね1年ないし2年を目途に特別職報酬等審議会を開催することが必要と考える。

また、政務調査費については、地方分権や権限移譲に伴い、議会審議がより複雑化、高度化していく中で、今後、議員の調査活動基盤をより充実させていく必要があると考えるが、現下の厳しい情勢を踏まえ、据え置きとする。

なお、政務調査費制度については、その透明性を確保することも重要であり、その点についても適切な対応を図られたい。

※平成17年10月～令和3年3月 市長以下常勤特別職 約5.26%カット

・令和6年特別職報酬等審議会（令和6年12月9日答申）

[答申内容]

引き上げ答申（改定率4.56%）

人事院勧告に基づく平成17年から令和6年までの一般職給与の累積改定率**4.56%**で改定

[附帯意見]

特別職の報酬等については、目まぐるしく変化する社会経済情勢を報酬等の額に適切に反映させるため、一般職の給与と同様に毎年議論を行うことが必要である。

議員報酬の額については、引き上げ改定後も他の中核市と比較して低水準にあり、その適正な水準について引き続き議論する必要がある。その際には、議員の職責・役割や活動内容等についてあわせて検討を進めることが必要である。

・令和7年度改定案

令和7年人事院勧告に基づく一般職給与の改定率（官民格差）**3.62%**で改定

特別職の国家公務員及び市長・副市長・市議会議員の期末手当の年間支給月数の推移

年	国の指定職職員（人事院勧告による）			国の特別職	市長・副市長・議員
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	期末手当
H17	3.350	-	3.350	3.350	3.350
H18	3.350	-	3.350	3.350	3.350
H19	3.350	-	3.350	3.350	3.350
H20	3.350	-	3.350	3.350	3.300
H21	1.500	1.600	3.100	3.100	3.050
H22	1.400	1.550	2.950	2.950	2.950
H23	1.400	1.550	2.950	2.950	2.950
H24	1.400	1.550	2.950	2.950	2.950
H25	1.400	1.550	2.950	2.950	2.950
H26	1.400	1.700	3.100	3.100	3.050
H27	1.400	1.750	3.150	3.150	3.150
H28	1.400	1.850	3.250	3.250	3.250
H29	1.400	1.900	3.300	3.300	3.300
H30	1.400	1.950	3.350	3.350	3.350
R1	1.400	2.000	3.400	3.400	3.400
R2	1.350	2.000	3.350	3.350	3.350
R3	1.250	2.000	3.250	3.250	3.250
R4	1.250	2.050	3.300	3.300	3.300
R5	1.300	2.100	3.400	3.400	3.400
R6	1.325	2.125	3.450	3.450	3.450
R7	1.350	2.150	3.500		

内閣総理大臣など特別職の国家公務員の期末手当の支給月数は、一般職の指定職職員※の期末・勤勉手当の年間支給月数に準じて改定している。また、国会議員の期末手当の額は、特別職の国家公務員の例により計算することとされている。

近年、松江市の市議会議員及び市長・副市長の期末手当の年間支給月数は、特別職の国家公務員の期末手当の年間支給月数に準拠して定めている。

※指定職職員…事務次官、会計検査院事務総長、宮内庁次長、警察庁長官など

令和7年度改定案で改定した場合の年間影響額

1 給料・報酬

職名	人数	給料・報酬の月額(一人あたり)			年間の影響額 (千円)
		現行	R7人勧+3.62%	差額	
市長	1	1,073,000円	1,112,000円	39,000円	468
副市長	2	874,000円	906,000円	32,000円	768
教育長	1	750,000円	777,000円	27,000円	324
企業管理者	2	715,000円	741,000円	26,000円	624
病院事業管理者	1	1,044,000円	1,082,000円	38,000円	456
議長	1	611,000円	633,000円	22,000円	264
副議長	1	527,000円	546,000円	19,000円	228
議員	29	497,000円	515,000円	18,000円	6,264
影響額合計					9,396千円

2 期末手当

職名	人数	期末手当の支給額(年間3.50月、一人あたり)			年間の影響額 (千円)
		現行	改定案	差額	
市長	1	5,257,700円	5,448,800円	191,100円	192
副市長	2	4,282,600円	4,439,400円	156,800円	314
教育長	1	3,675,000円	3,807,300円	132,300円	133
企業管理者	2	3,503,500円	3,630,900円	127,400円	255
病院事業管理者	1	5,115,600円	5,301,800円	186,200円	187
議長	1	2,993,900円	3,101,700円	107,800円	108
副議長	1	2,582,300円	2,675,400円	93,100円	94
議員	29	2,435,300円	2,523,500円	88,200円	2,558
影響額合計					3,841千円

3 年収(給料・報酬+期末手当)

職名	人数	年収(給料・報酬+期末手当、一人あたり)			年間の影響額 (千円)
		現行	改定案	差額	
市長	1	18,133,700円	18,792,800円	659,100円	660
副市長	2	14,770,600円	15,311,400円	540,800円	1,082
教育長	1	12,675,000円	13,131,300円	456,300円	457
企業管理者	2	12,083,500円	12,522,900円	439,400円	879
病院事業管理者	1	17,643,600円	18,285,800円	642,200円	643
議長	1	10,325,900円	10,697,700円	371,800円	372
副議長	1	8,906,300円	9,227,400円	321,100円	322
議員	29	8,399,300円	8,703,500円	304,200円	8,822
影響額合計					13,237千円